

○常滑市ホームページ広告取扱要領

平成20年9月5日要領第2号

改正

平成25年3月27日

平成27年1月21日要領第2号

平成29年4月27日要領第1号

常滑市ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市ホームページを広告媒体とする広告（以下「広告」という。）の掲載の実施に関し、常滑市広告掲載基本要綱（平成20年常滑市要綱第15号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市ホームページ 常滑市公式ホームページのことをいう。

(2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするものをいう。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、枠数、掲載位置、その他の条件等は、第9条に規定する募集要項で定める。

(広告の募集方法)

第4条 広告枠は、広告主又は広告代理店に適正な価格で売り渡すものとし、具体的な募集方法は第9条に規定する募集要項で定める。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間の単位は1月とし、複数月の申し込みができるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、秘書広報課長が定めるものとする。

(広告代理店)

第6条 常滑市は、市ホームページに掲載する広告枠を広告代理店に売り渡し、募集等に関する取扱業務を広告代理店に委託することができる。

2 広告代理店の決定に際し、常滑市ホームページバナー広告取扱業務申込書（様式第1）により、入札を行い、入札額が最も高かった者を広告代理店とする。この場合において、入札額が同額だったときは、抽選により決定する。

(広告掲載の申込受付)

第7条 広告掲載の申込受付は、常滑市ホームページバナー広告掲載申込書（様式第2）を広告主（広告枠を広告代理店に売り渡した場合は当該広告代理店。以下同じ。）から受理して行う。

2 市長は必要に応じて、掲載に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、掲載希望する広告内容及びそのリンク先に関し、要綱第4条の広告掲載の基準について審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 審査により適合と認められた広告主が広告の募集枠数を超えるときは、次の各号の順位により決定するものとする。

(1) 市内に事業所等を有するもの

(2) 掲載期間が長いもの

3 前項の規定によっても決定しないときは、抽選により決定するものとする。

4 募集期間を過ぎても広告の募集枠に達しないときは、広告掲載の基準の審査を経て、申込順に決定するものとする。

5 広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び条件等について常滑市ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式第3）により広告主に通知するものとする。

（募集要項）

第9条 広告の募集及び選定に必要な事項は、広告を掲載しようとする市ホームページを管理する企画部長が、募集要項で定める。

（広告内容等の変更）

第10条 広告主は、掲載の決定を受けた広告が、次の各号のいずれかに該当する場合は、常滑市ホームページバナー広告掲載申込内容変更届（様式第4）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 内容を差し替えるとき。

(2) リンク先のホームページのアドレスが変更するとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、常滑市ホームページバナー広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

2 広告の内容、デザイン、リンク先のホームページ内容等が要綱第4条の規定に抵触していると市長が判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条第2項に規定する変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主が虚偽の申請をしたとき。

(5) 広告主が書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。

(6) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告を取り消した場合は、常滑市ホームページバナー広告掲載取消通知書（様式第5）により、当該広告主に通知するものとする。

なお、この場合において、常滑市は広告主に対し、その賠償の責めを負わず、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第12条 市長は、広告掲載の取消しが、広告主の責に帰さない理由によるものであるときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還することができる。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、取り消した期間にかかる金額の範囲内とする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

- 第13条 広告主の責に帰さない理由により、常滑市が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。
- 2 前項の場合は、広告掲載料の返還はしない。

(その他)

- 第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年9月5日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日)

この要領は、平成25年3月27日から施行する。

附 則 (平成27年1月21日要領第2号)

この要領は、平成27年3月20日から施行する。

附 則 (平成29年4月27日要領第1号)

この要領は、平成29年4月27日から施行する。